

太平洋戦争におけるわが国の戦争被害

—戦争被害調査の戦後史—

広 田 純

まえがき

本年（1991年）の1月16日、「太平洋戦争におけるわが国の戦争被害」という表題で、「統計学」の最終講義をおこないました。ちょうど湾岸戦争の前日でしたので、経済安定本部の戦争被害調査を紹介しながら、私個人のとぼしい戦争体験をも交えて、戦争の悲惨さと愚かしさを学生諸君に訴えたつもりです。

その後私としてはこの戦争被害調査というテーマが面白くなって、図書館通いをつづけ、経本調査以後のことを勉強して、その結果を10月26日、経済統計学会第35回全国総会で報告いたしました。本稿はこの学会報告がもとになっています。最終講義と比べて内容がいくらか拡充されていますので、「戦争被害調査の戦後史」という副題をつけました。あえて話し言葉を使いましたが、かえって読み難くなったのではないかとおそれます。

最後に、最終講義を準備して下さった柏木寛之、岩上泰子その他ゼミの学生諸君と、当日講義をテープにとって、それをおこす労をとって下さった菊地進助教授とに、厚くお礼を申し上げます。

1. 戦没者 310 万人余

日本軍の真珠湾攻撃によって太平洋戦争の幕が切って落されたのが1941年12月ですから、それから数えて本年はちょうど太平洋戦争開戦50周年になります。またさらに溯って、日本軍の中国侵略の発端となった満州事変から数えると、60周年ということにもなるわけです。

この戦争は、1945年8月の日本の無条件降伏によって終わりましたが、勝った側にも、負けた側にも、多大の人的、物的被害をもたらしました。人的被害についてだけ申しますと、アメリカ軍は戦死者9万人、負傷者23万人、合計32万人の被害をこうむりました。もっとも被害の大きかったのは中国で、この「15年戦争」による死傷者は、軍人400万人、民間人2,000万人、合計2,400万人と推定されています。

わが国でも、公私の機関によって戦争被害の調査研究がなされて来ましたが、今日では、日中戦争期をふくめて戦没者310万人余、その内訳は、軍人軍属230万人、沖縄住民をふくむ在外

邦人30万人、内地での戦災死者50万人というのが、一般によく引用される半ば公式の数字になっています¹⁾。

私の報告は、この半ば公式の数字になっているわが国の戦没者310万人余について、それがどのような経緯で、どのような調査にもとづいて推定されたものであるのかを、戦没者のカテゴリー別に検討してみようというものです。それはまた、この戦争がどのような戦争であったのか、とくに戦争犠牲者にたいして、戦後どのような手が打たれたのかについて語ることもなるでしょう。

2. 議会報告「大東亜戦争終戦に関する資料」

終戦直後の1945年9月4日、5日の両日、帝国議会の臨時会が開かれて、東久邇首相が「戦争終結に至る経緯」を報告しました。「一億総懺悔」という言葉が出て来たのはこの報告のなかですが、その議会で各省別の報告書が一括されて、「大東亜戦争終戦に関する資料」として提出されました。これがわが国の戦争被害についての最初の公式報告です²⁾。

表1 陸軍人員損耗表¹⁾

単位人

戦 死	31万 ²⁾
戦 傷	14万6千
戦死傷計	45万6千
戦 病	447万 ³⁾

1) 大東亜戦争開始以来

2) 内玉砕20万

3) 延数、内戦病死4万、死亡計35万

備考 開戦時兵力190万、終戦時兵力約550万

表2 海軍戦没者一覧表¹⁾

単位人

	軍 人	軍 属	計
戦 没 者	154,795 ²⁾	2,526	157,321
所在不明者	1,381	49	1,430
計	156,176	2,575	158,751

1) 大東亜戦争中、1945. 8. 28現在

2) 内特攻隊戦死者 2,065

1) 厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』1977. 10, 399ページ。

『世界』(岩波書店)1981年8月号参照。因みにこの号は太平洋戦争開戦40周年記念号である。

2) この議会資料は、外務省編『終戦史録』(1952, その後6巻本として復刊1977~)に再録されている。

表3 一般空襲被害の概況¹⁾

	全 国 ²⁾	広島市 ³⁾	長崎市 ³⁾
死者(人)	241,309	7万	2万
負傷者(人)	313,041	13万	5万
家屋全焼全壊(戸)	2,333,388	6万2千	2万
家屋半焼半壊(戸)	110,928	1万	2万5千
罹災者 ⁴⁾ (人)	8,045,094	10万	10万

1) 1945. 8. 15現在

2) 46都道府県, 沖縄をふくまない

3) 新型爆弾による被害

4) 死傷者をふくまない

この報告書は、終戦直後の匆々の間にとりまとめられたという事情を反映して、とくに人的被害に関する部分はまことにずさんな、無責任なものでした。軍人軍属の死傷者についての陸軍省、海軍省の報告を要約したものが表1と表2、内地での空襲等による一般市民の被害状況についての内務省の報告を要約したものが表3です。在外邦人と沖縄住民の被害についての資料は、どこにも見当たりません。

まず軍人軍属の被害についてみると、陸軍の死亡者は戦死者と戦病死者とを合わせて35万人、海軍の死亡者は所在不明者をふくめて15万9千人となっています。その後の在外部隊の復員の進捗、それにとまなう未帰還者(死亡者)調査の発展の結果として、この軍人軍属の死亡者数は何倍にも増えていきます。この点については後で述べますが、このような経過から考えると、表1、表2に報告された死亡者数は、戦況をもとにした死亡者数の推定ではなくて、内地にあって留守業務を担当していた部門(会社でいえば本社の人事部のようなもの)が、在外部隊からの報告にもとづいて、その時点までに死亡者として処理した人数、あるいはその概数であると考えられます。

部隊が大きな被害を受けた場合には、死傷者の記録をとる余裕もなくなります。また記録をとっても、それを内地に伝達する手段がありません。表1、表2の死亡者数が少ないということは、太平洋戦争の後半期において、在外部隊がこのような極限状態におかれていたということを反映するものです。

なお用語の問題ですが、当時の恩給法の規定では戦死が特別扱いされ、戦病死はかならずしもこれと同等の取り扱いを受けていませんでした。表1の用語法はこの区別を忠実に反映したものです。戦後の恩給法の改正では、この区別は実際的でないとして廃止されました。

つぎに内地での空襲等による一般市民の被害に移りますが、表3の全国の欄は、沖縄を除く46都道府県からの報告を内務省がとりまとめたものです。都道府県別の表もありますが、次節の表6-2に、その死者数だけをしました。都道府県別の表の他に、「新型爆弾」による広島市・長崎市の被害の推定が特掲されています。原爆投下によって軍首脳や政府の受けた打撃の大きさがうかがわれます。

空襲による一般市民の被害は、空襲の度毎に所轄の警察署が調査し、その報告を県警察部が日誌の形で記録し、保管するという仕組みになっていたようです。したがって一般の災害統計の場合と同様に、ここでいう死者数とは警察による死体処理（検視）件数であり、負傷者数とは救護所などによる負傷者の受付件数であると考えられます。状況判断から死亡が確実視されるような場合でも、死体が発見されないかぎり、警察での取り扱いは行方不明です。

このような被害調査の仕方は、広島・長崎の原爆被害とか東京大空襲（1945年3月10日）のように、一挙に大規模の被害が発生する場合には、完全にお手挙げの状態となります。まず、被害者の救護と調査に当るべき警察官自身が被害者になって、多数負傷し、死亡します。また検視さるべき被害者の遺体がすべて残っているわけではありません。その一部は焼失し、地下に埋没し、また川から海へ流失します。

小規模被害の場合には、また別の調査上の問題が起ります。B29が大都市空襲からの帰途、残った爆弾を山村に落して行ったり、艦載機が列車に機銃掃射を加えたりで、一人死んだとか二人死んだとかといった事件が、全国のいたる所に発生しました。こういう小規模被害のすべてが報告されて、県の被害日誌に記録されているかどうか、多くの小規模被害が県の集計から洩れている可能性があります。

最後に、県単位ではとらえ難いような被害があります。それは海上での被害です。運輸省提出の議会資料には、国鉄の被害の一部として、連絡船の沈没13隻、擱座炎上5隻、運行不能4隻、計22隻の被害が報告されています。その他沖縄からの疎開船や樺太からの引揚船が、潜水艦によって撃沈されたという記録もあります。また多数の漁船が艦載機や潜水艦の攻撃を受けました。次の節で述べる経本調査によると、被害を受けた漁船の数は1,595隻に及びます。これらの船に乗っていた民間人の被害は、内務省の報告では、どの県の被害にふくめられているのでしょうか。いずれにしても、海上での被害のかなりの部分が洩れている可能性があります。

表3では、空襲等による一般市民の死者が24万人となっていますが、海上での被害を別としても、その程度の被害でなかったことは、その後の調査でこの死者数が倍増することによっても明らかです。

3. 経済安定本部の戦争被害調査

1946年11月に新憲法が公布され、翌47年4月新憲法下初の総選挙で社会党が第一党となって、6月片山内閣が成立します。片山内閣の初仕事の一つが、経済安定本部による「経済実相報告書」（第一回の経済白書）の公表と、同じく経本による戦争被害調査の企画でした³⁾。

戦争被害調査は、経本の官房調査課が中心となり、関係各省、各都道府県の協力を得て実施

3) 経済企画庁編『現代日本経済の展開（経済企画庁30年史）』1976・8。

されましたが、その調査結果が1949年4月、『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』として公表されています。これが戦争被害についての二回目の公式報告で、総合報告としてはこれが最後のものとなりました⁴⁾。

報告書は、戦争被害調査の目的として次の三つの項目を挙げています。第一は、戦争がいかに莫大な損失をもたらすものであるかを明らかにし、平和国家として更生すべき決意をいよいよ堅からしむること。つまりこの戦争被害調査は、戦争放棄を明記した平和憲法の申し子といえます。第二に、戦争による国富の喪失を数量的に明らかにし、戦後経済再建のための基礎的資料を提供すること。この調査は、終戦時の残存国富（および工業生産設備能力）の推計によって、その後何回か実施された国富調査などのはしりとなりました。第三に、将来起り得る対外交渉にそなえ基礎的資料を準備すること。将来起り得る対外交渉とは賠償交渉のことです。

戦争被害は人的被害と物的被害とに分けられ、人的被害がさらに「銃後人口」の被害と軍人軍属の被害に、物的被害が国富の被害と工業生産設備能力の被害に、それぞれ分けられていま

表4 陸軍軍人軍属の被害

単位人

死亡	
総計	1, 140, 429
米国 ¹⁾	485, 717
英蘭 ²⁾	208, 026
中国 ³⁾	202, 958
豪州 ⁴⁾	199, 511
仏印	2, 803
満州ソ連 ⁵⁾	7, 483
その他	23, 388
(小計)	1, 129, 886
内地	10, 543
戦傷	295, 247
消息不明	240, 000

1) 小笠原、沖縄、中部太平洋諸島、南朝鮮、フィリピン

2) アンダマン、ニコバル、ビルマ、タイ、マライ、インドネシア（除ボルネオ）

3) 中国本土（除満州）、台湾

4) ボルネオ、東部ニューギニア、ビスマルク、ソロモン

5) 満州、北朝鮮、樺太千島

4) 経済安定本部総裁官房企画部調査課編『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』（戦争被害資料4）1949. 4。

総理府統計局『日本統計年鑑、昭和24年版』に、調査結果の要約が収録されている。またこの調査の中心であった小川淵太（としやす）氏によって『総合報告書』の再版が刊行されている、1971. 4。

表5 海軍軍人軍属の被害

	単位人		
	計	軍人	軍属
計	429,034	312,661	116,373
死亡	414,879	300,386	114,493
負傷・行方不明	14,155	12,275	1,880

す。経本としては調査目的からいって、物的被害に重点をおいているように見受けられますが、ここでは人的被害の部分にしぼって紹介することにします。

まず軍人軍属の被害についてですが、表4が陸軍の被害、表5が海軍の被害についての要約です。いずれも軍の後身である引揚援護庁復員局の1948年12月現在の調査で、対象期間は1942年以降、つまり太平洋戦争中の被害です。それ以前の日中戦争期の被害はふくまれていません。

陸軍の表は、死亡者と戦傷者が共に連合国各国の占領地域別に分けられています。ただし戦傷者は、第一復員局の1945年12月の調査にもとづく傷夷恩給受給者で、調査洩れが相当あると強調されていますので、表4ではあえて地域別に分けませんでした。各地域の範囲については、他の資料にもとづいて註記しておきました。前の議会報告にはなかった消息不明者という項目がでできますが、これは詳細不明の概数で、報告書では被害者総数にも加えられておりません。

海軍の表は、軍人軍属別、鎮守府・警備府の所轄別に分けられていますが、所轄別は省略しました。負傷と行方不明が合併されております。

前節の議会報告と比べると、陸軍では新たに79万人の死亡処理がなされて、死亡総数は一きょに3倍以上に増えています。海軍でも25万8千人の死亡処理がなされて、死亡総数は2倍半以上に増えました。この死亡処理の大幅な進捗は、外地から復員（帰還）した兵士たちのもたらした情報によるものです。1948年末には、軍人軍属の外地からの引揚げは一部の地域を除いてほとんど完了しております。

引揚げの進捗にもかかわらず、陸軍にはなお推定24万人の消息不明者が残っています。これは主として満州・ソ連地域（ソ連本土、樺太・千島、北朝鮮）の部隊についての死亡処理がおくれた結果だと思われます。この地域の死亡者数は、その後の調査で判明した数の10分の1以下にすぎません。

海軍の表で注目されるのは、軍属の死亡者が死亡者合計の27.6%を占め、異常に多いということ。新たに認定された死亡者25万8千人のなかでは、軍属が11万2千人で、全体の実に43.5%を占めています。これは海軍に徴用された民間の船の船員や、南方の島で建設に従事していた設営隊の隊員などで、その死亡が外地からの復員をまっしてはじめて確認されたものと考えられます。因みに設営隊の労務者のなかには、朝鮮や台湾から徴用された旧外地人が多くいました。

つぎに「銃後人口」の被害、つまり内地での空襲、艦砲射撃等による一般市民の被害に移り

表 6—1 空襲等による銃後人口の被害

	単位人			
	全国 ¹⁾	東京都	広島県	長崎県
計	668,315	216,988	147,207	69,298
死亡	299,485	97,031	86,141	26,238
重傷	146,204	56,629	11,131	30,400
軽傷	167,318	52,938	35,541	10,713
負傷 ²⁾	31,298	4,356	—	—
行方不明	24,010	6,034	14,394	1,947

1) 46都道府県，沖縄をふくまない

2) 負傷程度不明のもの

表 6—2 空襲等による都道府県別死者数の比較

	議会報告		経本調査			議会報告		経本調査	
全国計	241,309	299,485			愛知	11,243	11,324		
					三重	◦ 2,040	3,600		
北海道	◦ 796	835			滋賀	59	101		
青森	◦ 828	931			京都	227	111		
岩手	◦ 620	688			大阪	13,192	11,089		
宮城	1,175	1,170			兵庫	◦10,404	11,246		
秋田	123	73			奈良	73	68		
山形	18	16			和歌山	1,992	1,806		
福島	500	783			鳥取	80	120		
茨城	◦ 1,901	2,626			島根	◦ 8	19		
栃木	670	543			岡山	◦ 1,744	1,782		
群馬	974	1,109			広島	49,921	86,141		
埼玉	528	713			山口	3,799	2,568		
千葉	1,478	1,719			徳島	◦ 939	581		
東京	88,250	97,031			香川	◦ 752	927		
神奈川	6,242	6,637			愛媛	◦ 515	1,346		
新潟	869	1,188			高知	◦ 433	647		
富山	2,258	2,174			福岡	◦ 2,094	4,623		
石川	3	35			佐賀	◦ 50	225		
福井	◦ 917	1,758			長崎	◦21,501	26,238		
山梨	929	1,029			熊本	1,210	1,008		
長野	37	32			大分	603	550		
岐阜	◦ 787	1,377			宮崎	◦ 462	708		
静岡	5,707	6,472			鹿児島	◦ 2,358	3,719		

ます。被害状況は1948年5月現在の調査で、被害が死亡、重傷、軽傷、行方不明に分けられ、それらが空襲、艦砲射撃等の別に報告されています。表6—1は、全国、および東京都、広島県、長崎県の3都県の被害状況を要約したもの、表6—2は、沖縄を除く46都道府県別の死者数について、前節の議会報告と経本調査とを比較したものです。都道府県別の他に、167都

市を特掲した都市別の表もあり、後ほどその一部を表13で紹介します。

表6-2でみると、死亡者数は32都道県で増加し、14府県で減少して、全国計では24万1千人から29万9千人に増加しています。これは多くの県で被害記録の見直し、再調査がおこなわれた結果であると思われます。とくに広島は3万6千人増、東京の9千人増、長崎の5千人増など、大きな被害のあった3都県での増加が目立ちます。その結果、この3都県の死亡者合計は20万9千人になり、全国計の70%近くを占めるにいたりました。なお、○印のつけられた19の県は、議会報告で「関係報告未着」とされた県で、経本調査ではそのほとんどが増加県になっています。これはおそらく、空襲のもっとも激しかった終戦直前の記録が新たに集計に加わった結果であると思われます。

大規模被害が一きよに発生するような場合には、警察による被害調査はお手挙げの状態になりますが、経本調査が行方不明を独立の被害項目として調査したのは、そのような事情を考慮してのことだと思われます。表6-1でみると、全国の行方不明者は2万4千人で、その90%以上が東京、広島、長崎の3都県に集中しています。

戦後3年近く経ってなお行方不明だということは、事実上死亡したということです。いま仮りに行方不明者を死亡者として計算すると、全国の死亡者32万3千人、内東京10万3千人、広島10万1千人、長崎2万8千人という結果になります。しかしこれでかくれた死亡者をすべて計算に入れたということにはなりません。警察は、たとえば家族から届出があるとか、その他行方不明とするに足る証拠があつてはじめて、その人を行方不明としてとり扱います。したがって空襲で一家全滅し、どこからも問合わせが来ないような被害者は、行方不明者としての記録すら残しません。かくれた死亡者が多いような状況の下では、かくれた行方不明者もまた多いと考えられます。

4. 軍人軍属の被害

経本調査に陸軍の消息不明者24万人とありましたが、これは推定であつて、その段階で24万人の名前がすべてわかつていたとは考えられません。おそらく外地へ派遣された兵員の総計から、すでに死亡処理のなされた者の数と帰還者の数とを差引くという方法で、消息不明者の総数だけが推定されたものと思われます。しかし消息不明者の名前がわからないのでは、帰還者からの情報によってその消息を明かにすることもできません。そこで軍の後身である引揚援護庁は、留守家族や帰還者から情報を収集して、まず未帰還者の名簿を作成し、その上で個人別、部隊別、また収容所別にその情報を整理、分析して、未帰還者の生死の判定につなげるという作業をはじめました。これがいわゆる未帰還者調査で、在外邦人の未帰還者については、外務省が調査を担当しました⁵⁾。

未帰還者調査は、1950年の「引揚問題」の発生を機に、本格化することになります。1950年

表7-1 未引揚者数の推定¹⁾

単位1,000人

	終戦時数	引揚数 ²⁾	未引揚数
ソ連本土	0	470	—
満州・大連	1,945	1,271	—
北朝鮮	410	323	—
樺太・千島	371	293	—
計	2,726	2,357	369

1) 一般邦人をふくむ

2) 1946年～1950年

表7-2 未帰還者調査集計表¹⁾

単位人

	生存者 ²⁾	生死不明者 ³⁾	死亡者 ⁴⁾	計
ソ連本土	17,841	0	42,390	60,231
満州・大連	53,948	26,492	158,099	238,539
北朝鮮	3,303	1,431	27,728	32,462
樺太・千島	2,545	874	5,934	9,353
計	77,637	28,797	234,151	340,585

1) 一般邦人をふくむ, 1951.5.1.現在

2) ある時期の生存資料のある者

3) 生死の資料のない者と不確実な死亡資料のある者

4) 死亡の確認された者

4月ソ連政府はタス通信を通じて、今や日本人捕虜の送還は完了したと声明し、これにたいして日本政府は、満州・ソ連地域（ソ連本土、樺太・千島、北朝鮮）にはなお30数万人の未引揚者が残っていると反論して、「引揚問題」が内外の政治問題となりました。

表7-1と表7-2は、この日本政府の主張を裏付けるために当時作成された資料で、いずれも外務省発表の「引揚白書」（1951年7月25日）から借用しました。表7-1は、差引き計算によって未引揚者数を37万人と推定したものです。しかし差引き計算の結果は、基本となる「終戦時数」の推定の仕方によって左右されますし、またこのようにして推定された未引揚者が、すべて生存者であるという保証もありません。そこで政府は、上に述べた未帰還者調査の結果によって立場を補強しようとした。表7-2は、満州・ソ連地域について、1951年5月現在で未帰還者調査を集計したものです。政府はこの集計表を根拠に、未帰還者のうち「名前のわかっている者」だけで34万人いると主張しました。その34万人のうち23万人はすでに死亡の確認された者だということも、この調査によって判明したわけです⁵⁾。

表7-3は、同じ地域について、1951年の集計表と1954年の集計表とを比較したものです。

5) 厚生省引揚援護局編『続・引揚援護の記録』1955. 3。

6) 同上, 資料17～19ページ。

表7-3 未帰還者数の推移
単位人

	1951年 ¹⁾	1954年 ¹⁾
計	340,585	324,046
生存者	77,637	46,314
生死不明者	28,797	24,851
死亡者	234,151	252,881

1) いずれも5月1日現在

この3年間に一部の者の帰還があって、未帰還者計と生存者とが減少しています。他方、新たな死亡資料によって、生存者と生死不明者の一部が死亡者に移って、結局死亡者だけが増えるという結果になっています。1953年3月に集団引揚げが再開され、生存者が減少するにつれて、それ以降の未帰還者調査は、生死不明者を死亡者と認定するための調査、つまり死亡者調査になりました⁷⁾。

軍人軍属については、未帰還者調査の実施と並行して、未帰還者の死亡者としての処理が直ちに遺族年金の支給につながるような、比較的手厚い援護措置が講ぜられました。比較的手厚いというのは、軍籍をもたない在外邦人や、内地での一般の戦災者の場合と比較してという意味です。1952年4月の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、翌年8月の「恩給法の一部改正」(軍人恩給の復活)によって、軍人軍属の死亡者の遺族には、遺族年金(公務扶助料)が支給されるようになります。その後、遺族年金(給与金)の支給される死亡者の範囲は、国家総動員法による被徴用者、軍の要請による民間人の戦闘参加者等(準軍属)にまで拡大されました。この比較的手厚い援護措置は、留守家族が未帰還者調査に協力し、厚生省による未帰還者の死亡

表8-1 軍人軍属の終戦時現存者数および死亡者数—陸海軍別

単位1,000人

	計	陸軍	海軍
終戦時現存者	7,889.1	5,472.4	2,416.7
終戦前死亡者	1,940.1	1,482.3	457.8
終戦後死亡者	180.9	164.9	16.0
死亡者計	2,121.0	1,647.2	473.8
死亡率 %	21.6	23.7	16.5

1) 朝鮮人、台湾人をふくむ。

2) 死亡者数は、日中戦争関係死亡者(陸軍181,000人、海軍7,700人)をふくむ。また終戦時以降死亡者、戦時死亡宣告により死亡とみなされた者およびその見込のある者をふくむ。在郷死者をふくまない。

7) 前出『続・引揚援護の記録』、資料24ページ。

表 8—2 軍人軍属の終戦時現存者数および死亡者数—地域別¹⁾

単位 1,000 人

	終戦時 現存者	死亡者
日本本土 (含周辺)	4,335.5	103.9
小笠原 ²⁾	23.6	15.2
沖 縄	52.1	89.4
台 湾	190.5	39.1
南朝鮮	233.5	15.9
北朝鮮	102.4	10.6
樺太千島 ³⁾	91.0	11.4
満 州	665.5	46.7
中国本土 ⁴⁾	1,124.9	455.7
ソ 連	0	52.7
インドシナ ⁵⁾	98.2	12.4
タイ・マライ ⁶⁾	242.2	18.4
ビルマ・インド ⁷⁾	82.8	166.9
フィリピン	127.2	498.6
インドネシア ⁸⁾	257.5	90.6
中部太平洋諸島 ⁹⁾	106.9	247.2
南太平洋地域 ¹⁰⁾	155.3	246.3
計	7,889.1	2,121.0

- 1) 各地域ともそれぞれの近海域をふくむ
- 2) 硫黄島をふくまない
- 3) アリューシャンをふくむ
- 4) 香港をふくむ
- 5) ベトナム, ラオス, カンボジア
- 6) シンガポールをふくむ
- 7) アンダマン, ニコバルをふくむ
- 8) ボルネオ全域をふくみ, 西部ニューギニアをふくまない
- 9) 硫黄島をふくむ
- 10) ニューギニア, ビスマルク, ソロモン

認定を受入れるのに有利な条件をつくり出したものと思われます。軍人軍属の場合には、死亡者にたいする調査と援護とが表裏一体の関係で進められたわけです⁸⁾。

1964年3月、厚生省援護局は、それまでの未帰還者調査による死亡処理にもとづいて、「大東亜戦争における地域別兵員及び死没者概数」という集計表を作成しました。原表では陸海軍別と地域別とがクロスされ、死亡者数が終戦前と終戦後に分けられています。表8—1と表8—2は、原表を陸海軍別、地域別の2表に要約したものです。

まず表8—1で軍人軍属の死亡者数をみると、陸軍164万7千人、海軍47万4千人で、合計で212万1千人となっています。この死亡者数には日中戦争期の死亡者（陸軍18万1千人、海

8) 厚生省引揚援護局編『統々・引揚援護の記録』1963. 3。

厚生省援護局監『戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説』1984. 8。

表8-3 遺族年金等の初度請求の裁定状況¹⁾

単位1,000件

	受付件数	可決件数
軍人	2,027.9	2,016.2
軍属	152.6	147.7
準軍属	125.9	119.4
計	2,306.4	2,283.3

1) 1976年12月末現在

軍8千人、合計18万9千人)がふくまれていますので、それを差し引いて、前節の経本調査の死亡者数(表4、表5)と比較すると、陸軍が32万6千人増、海軍が14万人増で、合計で死亡者数が46万6千人増加しています。経本調査では、陸軍の消息不明者24万人、海軍の行方不明者1万4千人以下とされていましたが、未帰還者調査の結果、それをはるかに上回る死亡者がいたことが判明したわけです⁹⁾。

未帰還者調査は、留守家族と帰還者とを情報源とする間接の死亡者調査ですから、表8-1の軍人軍属の死亡者数にも調査洩れがないとはいえませんが、他の資料から判断して、その数はそれほど多くはないと考えられます。表8-3は、「戦没者遺族等援護法」による遺族年金等の初度請求の裁定状況で、可決件数が戦没者数に当るものですが、その軍人軍属分が216万4千人となっています¹⁰⁾。ただし、この法律では遺族年金等の受給者資格が日本国籍をもつ者に限定されていますから、朝鮮人、台湾人の戦没者はふくまれていません。その数は厚生省調べで軍人8千人、軍属4万4千人、合計5万2千人といわれています。また逆に、内地で病死した軍人の一部(「勤務関連傷病」による死亡)がふくまれています。

以上を合わせ考えると、軍人軍属の戦没者数は220万人に近いといつてよいでしょう。この報告のはじめに、戦没者数310万人余、そのうち軍人軍属が230万人というのがよく引用される数字であると申しましたが、230万人という数字は、調査洩れを考慮しても、少し多過ぎるのではないかと思います。

表8-1から、 $(\text{死亡者総数}) \div (\text{終戦時現存者数} + \text{終戦前死亡者数})$ で死亡率を計算することができます。死亡率は陸軍23.7%、海軍16.5%で、陸軍の方が高くなっています。表8-2の地域別の表では、死亡者の内訳を省略しましたので、直接死亡率を計算することはできませんが、原表からいくつか激戦地を拾って死亡率を計算してみると、沖縄63.4%、ビルマ・イン

9) 桑田悦・前原透共編著『日本の戦争—図解とデータ』1982。10に再録されたものから引用、「厚生省援護局昭和39年3月1日作成、防衛研修所戦史室昭和42年7日複製」と註記されている。

なお、富永謙吾編『太平洋戦争5(現代史資料39)』1975。3の「地域別日本陸海軍戦死者数一覧」も、この1964年の集計表によったものと思われるが、一部の地域が落ちている。

10) 前出『引揚げと援護30年の歩み』698ページ。

70.5%、フィリピン81.2%、ニューギニア80.3%、ソロモン諸島79.1%、中部太平洋諸島（硫黄島をふくむ）71.1%となります。たとえばフィリピンの死亡率が81.2%ということは、フィリピンに派遣された兵員のうち、生きて日本に帰還することができた者は18.8%、つまり5人に1人もいなかったということです。

5. 在外邦人、沖縄住民の被害

太平洋戦争末期の特徴の一つは、地上戦が比較的日本人居留民の多い地域に及んだ結果として、軍人軍属の被害が増えると同時に、戦闘に巻き込まれて死亡する民間人の数も増えたということです。それが最高頂に達したのが、沖縄戦であり、またソ連参戦後の満州でした。政府による二つの公式報告は、内地での空襲等による市民の被害については述べていますが、地上戦による在外邦人や沖縄住民の被害については一言もふれていません。

在外邦人についても、外務省によって未帰還者調査が実施されましたが、その成果は軍人軍属の場合と比べて、かなり貧弱なものであったようです。在外邦人の場合には、一家を挙げて移住したために留守家族がないという場合も多かったでしょうし、現地では概して個人的に行動していたために、帰還者から得られる情報も、軍人軍属の場合と比べて少かったと考えられます。また死亡者にたいする政府の援護措置は、準軍属と認定された一部の者を除いて、軍人軍属とは比較にならぬ程お粗末なものでした。

そのような事情もあってか、軍人軍属と一般人とを区別した死亡者数推定の例は、一部の地域を除いて、私の知るかぎりありません。その一部の地域とは、日本人居留民がもっとも多く、「引揚問題」が内外の政治問題となった満州・ソ連地域でした。

満州・ソ連地域についての若干の調査結果を紹介しますと、表9は満州開拓団、義勇隊、報国農場の在籍者について、外務省がその死亡者、未引揚者を1953年3月現在で調査したものです。開拓団等は、多くの場合出身の地方が特定されており、現地でも集団として行動したので、

表9 満州開拓団等の終戦時在籍者数および死亡・未引揚者数

	単位人			
	開拓団	義勇隊	報国農場	計
団数	944	102	74	1,131
在籍者	243,488	22,828	4,112	270,428
調査済団数	847	91	67	1,005
同上在籍者	213,663 ¹⁾	22,518	4,976	241,157(100)
同上死亡者	61,190	3,077	1,056	65,323(27)
同上未引揚者	23,746	2,218	623	26,587(11)
同上帰還者	128,710	17,223	3,297	149,230(62)

1) 不明者17をふくむ

表10 軍民別死亡者数（満州・ソ連地域）

単位 1,000 人

	計	軍	民
満州	200.0 (168.0)	— 28.0	— 140.0) ¹⁾
樺太千島	15.0	1.5	13.5
ソ連本土	55.0	53.0	2.0

1) 1955年はじめ頃までに氏名の判明した者

表11 軍民別死亡者数（沖縄）

単位人

正規軍人	65,908		
沖縄出身軍人軍属	28,228	} 94,000	} 122,228
戦闘参加者	55,246		
一般住民	38,754		

調査のカバレッジは全在籍者の89%に及んでおります。調査した在籍者のうち27%が死亡、11%が未引揚という結果になっていますが、仮りにこの比率を全在籍者27万人にあてはめると、死亡者7万3千人、未引揚者をふくめて10万3千人となります¹¹⁾。

もう一つ、外務省から在外邦人の未帰還者調査を引継いだ厚生省引揚援護局の資料に、軍人軍属と一般邦人とを区別した死亡者数の推定が出ております。それを一表にまとめたのが表10です¹²⁾。資料の補足説明によると、満州での死亡者20万人のうち、1955年はじめ頃までに氏名の判明した者は軍人軍属2万8千人、一般邦人14万人、合計16万8千人となっています。これらの数字から、満州、樺太・千島では、一般邦人の死亡者が軍人軍属をはるかに上回ったこと、一般邦人は戦闘によっても死亡したが、大量の死亡は終戦後に発生したことが、一般邦人の一部はソ連本土に送られて、そこで死亡したことがわかります。

在満邦人は、現地住民にとっては、日本軍の武力を背景として侵入してきた外国人でした。在満邦人の悲劇の根源もそこにあったわけですが、沖縄の場合は、事情がまったく異なります。沖縄人こそ現地住民でありました。しかし、多数の民間人が地上戦に巻き込まれて、正規の軍人を上回る犠牲者をだしたという点では同じですから、便宜上ここで沖縄住民の被害についてふれておくことにします。

1972年5月の沖縄の本土復帰後、沖縄県は沖縄戦における日米双方の戦死者数を推定して、発表しました。表11は、そのうちの日本側の戦死者数です。沖縄出身軍人軍属のなかには、現地召集で急ぎょ組織された防衛隊、いわば昨日まで一般住民であったような人たちがふくまれ

11) 満蒙同胞援護会編『満蒙終戦史』1962・7。

12) 前出『続々・引揚援護の記録』177ページ、187ページ。

表12 地域別戦没者数¹⁾

単位 1,000 人

	戦没者数	表 8-2 と の差
日本本土 (含周辺)	103.9	0
小笠原	15.2	0
沖 縄	186.5	97.1
台 湾	41.9	2.8
南朝鮮	18.9	3.0
北朝鮮	34.6	24.0
樺太千島	24.4	13.0
満 州	245.4	198.7
中国本土	465.7	10.0
ソ連モンゴル	54.4	1.7
インドシナ	12.4	0
タイ・マライ	21.0	2.6
ビルマ・インド	167.0	0.1
フィリピン	518.0	19.4
インドネシア	96.4	5.8
中部太平洋諸島	267.1	19.9
南太平洋地域	246.3	0
計	2,519.1	398.1

1) 地域別は表 8-2 と同じ

ています。戦闘参加者というのは、義勇隊、学徒隊、救護班など、軍に籍はないが、軍の指揮下に入れられた若者たちです。9万4千人、見方によっては12万2千人の一般住民が、正規の軍人軍属と共に、「鉄の暴風」のなかで死んでいきました。これに終戦後の餓死者、病死者を加えると、一般住民の死亡者は15万人に達するといわれています。県人口の4人に1人が、沖縄戦の犠牲になったわけです¹³⁾。

すでに述べたように、在外邦人だけを対象とした死亡者数の推定は、一部の地域を除いて一般には見当りませんが、軍人軍属と一般邦人とを合計した（と思われる）死亡者数の推定はありますので、そこから軍人軍属分を控除することによって、各地域の一般邦人の死亡者数についておおよその見当をつけることはできます。

厚生省援護局は、前の節で引用した「大東亜戦争における地域別兵員及び死没者概数」（表 8-1、表 8-2 参照）を作成した後、10年余経って「地域別戦没者数及び遺骨送還概見図」という形で、地域別戦没者数の推定を発表しました¹⁴⁾。これは1976年1月以降の他の出版物にも引用されていますから、おそらく1975年頃に、遺骨収集団の収骨目標をしめすという意味で推定されたものと考えられます。

13) 沖縄県編『平和への証言—沖縄県立平和祈念資料館ガイドブック』1983. 12。

14) 前出『引揚げと援護 30 年の歩み』。毎日新聞社編『一億人の昭和史(3)太平洋戦争, 死闘 1347 日』1976年1月号。富永謙吾編著『定本・太平洋戦争』下, 1986. 6。

表12の左の欄がその「戦没者数」の推定で、その合計は251万9千人となっています。右の欄は、この「戦没者数」と表8-2の兵員の「死没者数」212万1千人とを比較して、その差をしめしたものです¹⁵⁾。それを地域別にみると、満州の19万9千人がもっとも大きく、沖縄の9万7千人がこれに次ぎ、以下北朝鮮の2万4千人、中部太平洋諸島（サイパン島をふくむ）の2万人、フィリピンの1万9千人とつづきます。これらはいずれも、多くの民間人が戦闘に巻き込まれて死亡したといわれている地域です。この地域別の比較から判断して、「戦没者数」251万9千人は軍人軍属と一般邦人との合計で、「死没者数」212万1千人との差39万8千人は、その大部分が、厚生省によって推定された一般邦人の死亡者数であるといつて差支えないと思います。はじめに、沖縄住民をふくむ在外邦人の死亡者30万人というのが、一般によく引用される数字だといいましたが、どうも厚生省は約40万人と推定しているようです。

6. 内地での空襲等による一般市民の被害

政府は戦後一貫して、内地での空襲等による一般市民の被害については、軍人軍属の場合とちがって、国には補償責任がないという立場をとってきました。そのことを反映して、空襲等による死亡者のうち警察の調査から洩れた者について、生存者から情報を収集して死亡者名簿を作成するといったタイプの全国調査（軍人軍属の場合でいえば未帰還者調査に当るもの）は、最近厚生省によっておこなわれた原爆死亡者調査の例を除いて、一般にはおこなわれておりません。その結果、空襲等による被害の調査は、国に代って空襲を受けた県や市、あるいは一般市民のグループによって担われることになり、また調査のやり方も、警察記録の集計から、当時の具体的状況の判断にもとづく推定に移ってきました。

1950年代の都市別の調査としては、建設省が戦災復興都市計画事業のための基礎資料として、指定都市115、その他の都市100、合計215都市について作成した罹災状況調があります¹⁶⁾。これは旧内務省の照会調査の結果をもとにして作成されたとありますから、資料源としては経本調査と同じものと考えられますが、経本調査では特掲された都市数が167でしたから、建設省の調査は全国調査ではないが、都市調査としては規模の大きなものといえます。政府は戦後しばらくの間、戦災都市の復興事業に高率の補助金を出していましたが、建設省の罹災状況調はその副産物といつてよいでしょう。なおこの事業そのものは、戦災地の区画整理の困難と、相次ぐ国庫補助の削減とによって、1950年代の後半には消えていきます。

15) 厚生省援護局の「地域別戦没者数」の推定では、硫黄島を除く小笠原諸島の死亡者が落ちていると思われるので、表8-2にしたがって追加した。また表8-2の「地域別死没者数」の地域別では、硫黄島が中部太平洋諸島にふくめられ、「地域別戦没者数」では特掲されているので、比較のため、表8-2の地域別に統一した。この点については註9)の富永謙吾編著書の「戦死者数一覧」にある地域別の説明参照。

表13 空襲等による死亡者数（3調査の比較）

単位人

	経本調査	建設省調	朝日新聞		経本調査	建設省調	朝日新聞
	全 国 (1948.5)	215 都市 (1959.3)	229 都市 (1991.8)		豊 川 市	1,408	2,372
調査地域計	299,485	336,738	432,531	津 市	1,885	1,498	4,000
30 都市計	259,482	313,182	404,843	大 阪 市	9,246	10,388	12,000
27 都市計	62,206	69,575	80,843	堺 市	1,417	1,876	1,876
仙 台 市	998	901	1,442	神 戸 市	6,789	7,051	8,400
日 立 市	1,266	1,266	1,578	明 石 市	1,360	1,464	1,496
東 京 区 部	95,374	91,444	114,000	和 歌 山 市	1,300	1,625	1,200
横 浜 市	4,616	5,830	8,000	岡 山 市	1,678	1,678	1,737
川 崎 市	1,001	1,001	768	広 島 市	78,150	78,150	140,000
長 岡 市	1,143	1,143	1,461	呉 市	1,939	2,062	2,700
富 山 市	2,149	2,275	2,275	徳 島 市	570	1,166	1,400
福 井 市	1,576	1,576	1,684	高 松 市	927	1,273	1,359
甲 府 市	1,027	740	1,127	福 岡 市	953	2,000	2,500
静 岡 市	1,813	1,813	2,000	北 九 州 市	2,385	2,251	2,385
浜 松 市	2,447	2,947	2,947	大 牟 田 市	780	780	1,291
名 古 屋 市	8,076	8,240	7,858	長 崎 市	23,752	74,013	70,000
				佐 世 保 市	1,030	1,030	1,030
				鹿 児 島 市	2,427	3,329	3,329

戦後の高度成長が挫折して、いろいろの社会問題が発生してくる1970年代に入ると、国が手を引いた空襲被害の問題が、地方自治体や市民運動のレベルでもう一度とり上げられることになります。空襲を受けた県や市による「戦災誌(史)」の刊行が盛んにおこなわれるようになりました。これらの「戦災誌(史)」は、その収録された多くの資料によって、国のレベルでは切り捨てられてしまうような当時の具体的状況を再現してくれました¹⁷⁾。またこれと表裏の関係で、全国各地に「空襲を記録する会」が誕生して、当時の公的機関の記録の発掘・研究や、個人の空襲体験の記録などが市民運動の新しい流れをつくり出しました¹⁸⁾。このような社会状況の変化を背景として、全国調査の能力をもった新聞社などが、空襲と空襲被害の調査に力を注ぐことになります。『週刊読売』1968年3月29日号の「全国147都市戦災調査」や、本年(1991年)8月14日の『朝日新聞』の全国229都市の「空襲被災図」などが、その主な例です。

表13は、空襲等による死亡者1,000人以上(いずれかの調査で)の30都市について、経本調査、建設省調査、朝日新聞社の調査を、死亡者数だけについて比較したものです。建設省調査では、経本調査と比較して、調査地域が全国から215都市に減ったにもかかわらず、死亡者数

16) 建設省編『戦災復興誌』第一巻計画事業編 1959. 3。

17) たとえば、広島市編『広島原爆戦災誌』1971. 8~12, 長崎市編『長崎原爆戦災誌』1973. 3~1983. 3, 広島県編『広島県戦災史』1988. 6。

18) たとえば、東京空襲を記録する会編『東京大空襲・戦災誌』全5巻, 1974, 日本の空襲編集委員会編『日本の空襲』全10巻, 1980. 4~81. 10。

が調査地域計で29万9千人から33万7千人に3万7千人増加し、30都市計では25万9千人から31万3千人に5万4千人増加しています。東京都区部、広島市、長崎市のシェアが圧倒的に高いので、これらを除いて27都市で比較しても、15都市が増、8都市が増減なし、5都市が減で、6万2千人から7万人に8千人増加しています。経本調査と建設省調査とは共に警察報告にもとづく調査ですが、その枠内でいままで洩れていた小規模の被害を新たに集計に加えるなどして、合計では増加したものと思われれます。

朝日新聞社の調査では、上述の3都市をはじめとして多くの都市で、死亡者数がラウンド・ナンバーになっていることが注目されます。これらの都市では、警察記録をもとにしながらもそれにとらわれず、空襲被害の具体的状況に応じた推定方法がとられたものと思われれます。これはとくに大規模被害の発生したような都市では、警察記録だけでは死亡者数が過少になると判断されたためでしょう。その結果、建設省調査と比較して、調査都市計で33万7千人から43万3千人に9万6千人の増、30都市計で31万3千人から40万5千人に9万2千人の増、3都市を除いた27都市でも7万人から8万1千人に1万1千人の増となっています。

なお、朝日新聞社調査の広島市、長崎市の数字は1945年末までの死亡者数で、1950年末までの死亡者数をとると、広島市20万人、長崎市10万人になると註記されています。これをとると、調査229都市計は52万3千人になります。これは229都市以外の被害、海上での被害を除いた数字ですから、はじめにふれた内地での戦災死者50万人というのは、控え目に過ぎるかも知れません。

7. 広島・長崎の原爆被害

広島・長崎の原爆被害は、一きよに大規模被害が発生したという点で、東京都区部などと共通性をもっていますが、また原爆被害としての特異性をもっています。それは、被爆直後にはほとんど無傷で、市外に退避した人たちが、その後何日か、あるいは何か月か経った後に、放射線障害の症状があらわれて死亡するというケースが非常に多かったということです。被害者が遠くまで移動していますから、広島・長崎の市内に範囲を限定した調査、あるいは範囲を県内にまで拡大した調査でも、死亡者を洩れなくとらえることはできません。また被爆と死亡との間には、長短のタイム・ラグがあって、死亡者数は時と共に増加しますから、一回の調査でとらえられるのはその時点までの死亡者数です。したがって、原爆被害の実態をとらえるためには、全国規模の被爆者調査を、くり返しおこなう必要があります。

表14-1、表14-2は、広島・長崎両市の主要な被爆死亡者数の調査（推定）ですが、どの時点までの死亡者数の調査（推定）であるかによって配列されています¹⁹⁾。

19) 広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』1979. 7, 同上委員会編『原爆災害—ヒロシマ・ナガサキ』1985. 7。

表14-1 被爆死者数の調査（推定）
——広島市

		単位人
調査（推定）時点		死者数
A	1945.8.20 広島県知事報告	32,959
B	1945.11.1 湯崎稔等推定	110,000
C	1945.11.30 広島県警察部発表	78,150
D	1946.8.10 広島市被害調査	118,661
E	1950.10.1 A B C C 調査	200,000
F	1961 原水協専門委員会	119,000 ～133,000

表14-2 被爆死者数の調査（推定）
——長崎市

		単位人
調査（推定）時点		死者数
A	1945.8.31 長崎県発表	19,748
B	1945.10.23 長崎県外務課発表	23,753
C	1945.11.1 湯崎稔等推定	60,000 ～70,000
D	1946.1 増山元三郎推計	29,398 ～37,507
E	1949 長崎市原爆資料保存会	73,884
F	1950.10.1 A B C C 調査	140,000 以上

広島のア、C、長崎のア、Bは、いずれも警察の死体処理（検視）件数を基本とする従来の方法によるものですが、時が経つにつれて死者数は増えています。とくに広島のアは、詳細については不明ですが、調査の範囲を広島市に限定せず、広島県下の市町村にまで広げたものようです。その結果、死者数はアの2倍以上になっています。

広島のア、長崎のアは、同じ研究グループによる1976年の推定です。これは1944年2月22日の人口調査の結果と1945年11月1日の人口調査の結果とを比較して、広島市とその周辺町村をふくむ地域、長崎市とその周辺町村をふくむ地域のそれぞれについて人口欠損値を求め、それらを別途推定した域外との人口移動数で調整して、被爆後11月1日までの死者数を推定しようとしたものです。周辺町村をふくむ広い地域を比較の基礎とすることによって、「居住人口」と「所在人口」の差をなくする工夫をしている点など、なかなか巧みな方法といえます²⁰⁾。なお、表13の朝日新聞社の調査では、広島市14万人、長崎市7万人となっていますが、これは1945年末までの死者数の推定で、誤差の範囲はプラスマイナス1万人である旨の註記がなされています。

広島のア、F、長崎のアは、いずれも被爆距離別の死亡率を推定し、この死亡率と被爆直前の町別人口とから死者数を推定したものです。広島のアは、被爆者14万3千人の情報に基づいて、死亡率を被爆後の経過期間別に推定したもので、すぐれた推定であると思います。

1950年10月1日、A B C C（アメリカ側の原爆傷害調査研究所）の要請によって、被爆生存者の全国調査が国勢調査の付帯調査としておこなわれましたが、広島のア、長崎のアは、別途

20) 湯崎稔・上岡洋史「人口推移からみた被爆人口ならびに死亡数の検討」, 第1報「その方法と広島の場合」, 『広島医学』29 (1976), 第2報「長崎に関する概況」, 『長崎医学会雑誌』51 (1976)。註19)の『広島・長崎の原爆災害』より引用。

推定された被爆直前の「所在人口」（1次被爆人口）から、A B C C調査によるそれぞれの被爆生存者数を控除して、被爆後5年以内の死亡者数（軍人軍属をふくむ）を推定しようとしたものです。この推定については、A B C C調査には2次被爆者（原爆投下後の入市者等）がふくまれているのではないかと（それだけ死亡者数が少くなる）、またA B C C調査には被爆者の非協力によって調査洩れが多いのではないかと（それだけ死亡者数が多くなる）など、疑問も残ります。なお、表13の朝日新聞社の調査では、1950年末までの死亡者数を広島市20万人、長崎市10万人と推定しています。

最後に長崎のEは、被爆直前の「所在人口」から、調査時点に長崎に居住する被爆生存者数を控除し、別途推定した市外への人口移動数でその結果を調整したと説明されていますが、詳細は不明です。しかし偶然Cと近い数字になっています。

以上の推定のなかには真実に近いのではないかとと思われるものもありますが、しかし推定はしよせん推定にすぎません。最近になって、ようやく厚生省が重い腰をあげて、被爆生存者（被爆者手帖所持者）の全員から被爆死亡者についての情報を収集する全国調査を1985年10月現在でおこない、その結果を1990年5月発表しました。この調査で、新たに広島市で5,551人、長崎市で6,378人の死亡者が発見されました。その結果、両市の確認している名前のわかっている被爆死亡者の総数は29万6千人になったということです²¹⁾。

このような調査が、被爆者にたいする十分な援護措置を背景として、戦後早い時期からおこなわれていたならば、原爆被害の実態はもっと明らかになっていて、上に述べたようなまわりくどい方法で死亡者数を推定する必要もなかったかも知れません。戦後46年、被爆者は年々高齢化し、その数も少なくなっています。今日となつては、もはや手遅れの感があります。このような事態にたいしては、占領体制下で原爆被害の情報を独占し、秘匿しようとしたアメリカ政府の責任と、国の補償責任を否定し、被爆者援護に一貫して消極的であった日本政府の責任とが、共に問われなければならないと思います。

8. チャーチルの警句

最後に、第2次世界大戦中のイギリスの首相であったチャーチルの言葉を紹介して、結びに代えたいと思います。チャーチルが「一人の死は悲劇である。しかし10万人の死は統計である」といったそうです²²⁾。いかにも警句好みのチャーチルらしい言い方ですが、このチャーチルの言葉を裏返しにすると、次のようになります。死者10万人という統計の背後には、10万人分の一人一人の悲劇があるのだ、と。このことを申し上げて、私の報告を終わります。

21) 『朝日新聞』1990. 5. 16.

22) 永井清彦訳『荒れ野の40年—ヴァイツゼッカー大統領演説』（岩波ブックレット）の「翻訳に際して」より引用。